

聖路加国際病院医療安全監査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、聖路加国際病院医療安全監査委員会（以下「委員会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、聖路加国際病院（以下「病院」という）の医療の安全の確保に関し、次の事項を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について病院の管理者（以下「院長」という）等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- (2) 必要に応じ、病院の開設者又は院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に基づき、その結果を病院に公表させること。

(委員)

第3条 委員の数は5名とし、委員長及び委員の半数を超える数は、病院と利害関係のない者から選任する。委員長及び委員は病院運営会議の議を経て、院長が委嘱する。

- 2 前項に規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとする。
 - (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
 - (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（上記に掲げる者を除く）
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第4条 委員会は年2回委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員会に病院関係者の出席を求め、資料の提出および説明、その他必要な協力を求めるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、QIセンターとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、院長が行う。

附 則

1. この細則は、2019年9月1日から施行する。